

札幌学院大学教育振興寄付のお願い

本学が取り組む教育事業のさらなる充実にご協力を賜りたく、教育振興に関わる寄付金募集のご案内をさせていただきます。

2023年6月



創立以来、学生とともに時代が求める学びを創り出してきた札幌学院大学は、来るべき創立100周年を見据え、今後も引き続き環境の変化に対応した教育の質的転換を推進するとともに、経済援助奨学金や特待生制度を通じて高等教育の機会均等に取り組んでまいります。あわせて、社会との連携をより一層強化し、社会貢献を通じて高等教育機関としての責務を果たしてまいります。

お寄せいただいた「教育振興寄付」は、教育環境の整備や奨学金制度の充実、課外活動の充実のために有効に活用させていただく所存です。

みなさまにおかれましては、この趣旨にご賛同いただき、ご芳志を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

学校法人 札幌学院大学 理事長 安孫子 建雄



「One life, Many answers」。これは本学の教育を表すメッセージです。ここには「学生ひとり一人の未来には多くの可能性があり、答えは無数にある。その答えを見つけるために挑戦を繰り返そう。」という意味が込められています。「自分を見つけ、らしさを磨き、社会に生きる」力を育むため、本学では主体的な学び「アクティブ・ラーニング」や実社会の現場での学び「オープン・エデュケーション」を推進し、これを通じてグローバル化と多文化共生、そしてSDGs（持続可能な開発目標）の実現の観点から21世紀を担う人財の育成に取り組んでいます。

みなさまにおかれましては、本学の教育環境の整備に充てる寄付金の募集に際して格別のご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

札幌学院大学 学長 河西 邦人

教育振興寄付金（募集総額：3千3百万円）

- 目的 大学における教育環境の整備・充実のため
- 用途 ①教育研究活動の充実 ②奨学事業の充実 ③国際交流事業の充実
④課外活動の充実 ⑤施設・設備の整備・充実
- 募集期間 2023年4月1日から2024年3月31日（1年間）
- 申込金額 法人（企業・団体）は1口1万円、個人は1口1千円
（金額の多寡に関わらずありがたくお受けいたします）

〈奨学事業の充実〉

経済的に困窮する学生が学業や課外活動に専念できるよう、奨学事業を実施しています。

〈課外活動の充実〉

大学が公認する体育会、文化会の各団体は日々研鑽を重ね、その輝かしい成果は大学活性化の原動力となっています。

課外活動の一層の活性化のためのご支援を賜りたくお願い申し上げます。

〈施設・設備の整備・充実〉

学生がイキイキと主体的に学ぶための教育環境整備に取り組んでいます（「アクティブラーニング教室」や「コンピュータ教室」など）。



ご寄付への謝意（芳名録への掲載、寄付特典）

個人	金額を問わず、礼状の送付、芳名録への掲載と公表 （ただし、匿名をご希望の場合は掲載いたしません）	
	5千円以上	金額に応じた特典の提供 感謝状の贈呈
	10万円以上	
特典について	5千円以上の寄付を頂戴した方には特典リストをお送りします。寄付金額に応じたポイントの範囲内で特典を自由に組み合わせ、お申し込み下さい。 1. コミュニティ・カレッジ受講料の一部還付 2. 学生食堂のミールクーポン（食事券） 3. 大学オリジナルグッズ（文具等） 4. フェアトレード商品 （2019年、本学はフェアトレード大学に認定） 5. 学生がゼミナールで開発した商品	
法人	金額を問わず、礼状の送付、芳名録への掲載と公表 （ただし、匿名をご希望の場合は掲載いたしません）	
	100万円以上	感謝状の贈呈

税制上の優遇措置（税額控除）

個人

個人が学校法人に対して寄付をした場合、確定申告を行うことによって所得税と住民税の優遇措置を受けることができます。（所得税の控除）

確定申告において寄付金の「税額控除制度」を利用すると、年間2万円を超える寄付を行った場合、下記の計算式で算出された金額が「所得税額」から控除されます（本法人は、文部科学省より寄付金控除対象の証明を受けています）。

$(\text{寄付金}(\ast) - 2\text{万円}) \times 40\%$ （※）総所得金額等の40%を限度 また、控除される税額は所得税額の25%を限度

下表は寄付した金額により受けられる控除額です。

2万円を寄付	3万円を寄付	5万円を寄付	10万円を寄付
7,200円	11,200円	19,200円	39,200円

（住民税の控除）

さらに、北海道にお住まいの方は、年間2万円を超える寄付を行った場合、寄付した翌年度の「個人住民税」が軽減されます（本法人は、北海道の条例で寄付金税額控除対象法人として指定されています）。具体的には、下記の計算式で算出された金額が「住民税額」から控除されます。

$(\text{寄付金}(\ast) - 2\text{万円}) \times 10\%$ （又は4%）（※）総所得金額等の30%を限度

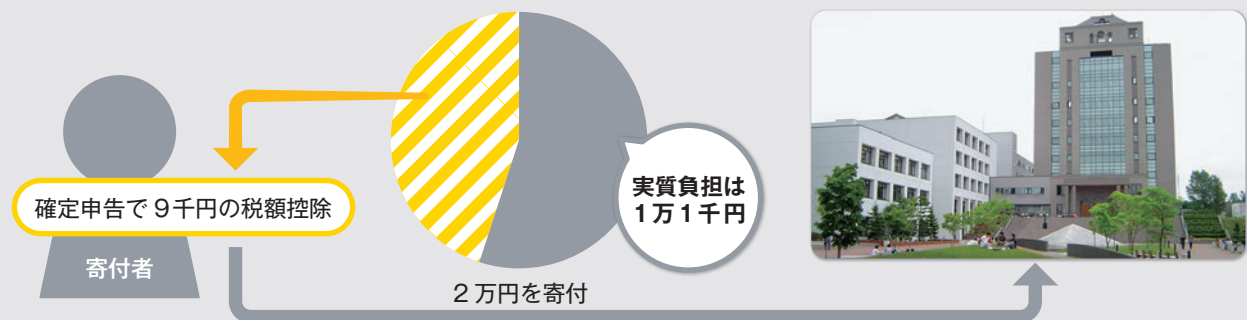
1. 次の市町にお住まいの方は、個人道民税と市町村民税の合計10%

札幌市・江別市・岩見沢市・白老町・厚真町・安平町・むかわ町・新ひだか町・湧別町・興部町・音更町・新得町・幕別町・士幌町・清水町・本別町・上士幌町・芽室町・浦幌町・鹿追町・中札内村

2. 上記以外の市町村にお住まいの方は、個人道民税4%

※）住民税の優遇措置は、寄付を行った翌年の1月1日の住所が北海道内である場合に対象となります。道外にお住まいの方につきましては、お手数ですがそれぞれの自治体に控除の対象となるかをお問い合わせ下さい。

例えば、札幌市にお住まいで、総所得金額が6百万円の方が、2万円を寄付した場合の例



●所得税の税額控除額・・・7,200円、住民税の税額控除額・・・1,800円

合わせて9,000円の税額控除を受けることになり、実質的な支出（負担）は11,000円となります。

●これに加え、寄付特典として、例えば「学生食堂のミールクーポン」を選択いただくと、江別キャンパス・新札幌キャンパスの学生食堂で利用可能な食事券を受け取ることができます（2万円の寄付で4,000円分の食事券を進呈）。

●詳しい内容は税務署もしくは、お住まいの市区町村へご確認ください。

法人

「受配者指定寄付制度」を利用すると、寄付金の全額を当該事業年度の損金に算入することができます。寄付に関する諸手続は本学で行います。詳細はお問い合わせ下さい。

寄付金の申込方法

（郵便局からの振込）

添付の払込取扱票に必要事項をご記入の上、郵便局の窓口・ATMでお振込み願います。

（インターネットを通じての申込）

本学ホームページの最下欄にある「寄付金ご協力のお願い」を選択し、個人の申し込みよりお進みください。各種クレジットカードやコンビニエンスストアでの払込が可能です。詳細は、検索サイトで「札幌学院大学寄付金」と入力し、「個人の方のお申し込み方法」からも手続きができます。

スマートフォンからも
寄付を受付しております



お問い合わせ先

財務課 寄付金担当

〒069-8555 北海道江別市文京台11番地

TEL 011-386-8111

FAX 011-386-8115

メールアドレス G_zaimu@ims.sgu.ac.jp

次のような条件が付されている寄付金は、受け入れることができません。

- 1) 寄付金により取得した財産を寄付者に譲与すること。
- 2) 寄付金による学術研究の結果得られた知的財産権を寄付者に譲渡し、又は使用させること。
- 3) 寄付金の使用について、寄付者が会計検査を行うこととされていること。
- 4) 寄付申込後、寄付者の意思により寄付金の全部又は一部を取り消すことができること。

また、次のいずれか該当するもの、その他理事長が特に本学の業務遂行上支障があると認めるものは、受け入れることができません。

- 1) 入学選抜の公正確保を害するおそれがあるもの。
- 2) 受入れることによって寄付者が特別の利益又は便宜を得るもの。
- 3) 寄付金を受入れることにより学園に著しく財政負担が伴うもの。
- 4) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者からのもの。
- 5) 反社会的勢力に係わる者からの寄付など不相当と判断するもの。